

滋賀県技能者表彰（おうみの名工）実施要領

第1 趣 旨

本要領は、滋賀県技能者表彰要綱第5条に基づき、技能者表彰の実施について、必要な細目を定めるものである。

第2 被表彰者

知事は、滋賀県内に就業している者であって、次の各号の要件を満たす者の中から、被表彰者を選定する。

- (1) その者の有する技能の程度が、全県を通じて優秀であり、かつ、技能者について後進の指導に努力し技能水準の向上に寄与した者。
- (2) その者の有する優秀な技能を用いる職業については、滋賀県技能者表彰要綱第2条別表「職業部門、職業分類及び職種」に定めるとおりとし、推薦日現在において従事している者であること。

この場合の職業には、製造業、建設業をはじめ全産業に属する技能を要する職業を含み、その従事する職業上の地位が、自営業主、家族従業員、雇用者であることにかかわらず、職務遂行に当該優秀な技能を用いる（優れた技能を有する職業訓練指導員が事業内職業訓練または公共職業訓練において実技指導をする場合を含む。）者であること。

- (3) 技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことなどにより、労働者の福祉の増進あるいは産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 就業を通じて後進技能者に対し技能の指導を行い、あるいは技能者の教育訓練に携わり技能者の育成に寄与した者であること。
- (5) 他の技能者の模範と認められる者で住民感情にそぐわない者でないこと。

第3 被表彰候補者の推薦および提出書類

1 市町、団体による推薦の場合

市町、団体は前項に該当すると認める者がある場合には、下記書類を作成のうえ推薦することができる。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 調書（様式第1） | 1部 |
| (2) 履歴書（様式第2） | 1部 |
| (3) 技能の優秀さ等を立証または証明できる資料 | 1部 |

被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度および功績を立証または説明できる資料（本人の事績に関する新聞・業界紙の記事、説明書、図面、写真、特許、実用新案の資料等）をできるかぎり収集し、原則として返還を要しないものを添付すること。ただし、返還を要する場合は、資料の表紙等へ「要返還」と朱書きすること。（原則としてA4サイズとすること。）

2 個人の推薦者による推薦の場合

個人の推薦者は、前項に該当すると認める者がある場合には、その推薦に賛同する者2名の賛同を得て下記書類を作成のうえ推薦することができる。

ただし、同一の推薦者、賛同者が推薦できる被推薦者は1名とし、推薦者・賛同者とも満20歳以上であり、かつ推薦者・被推薦者および賛同者が二親等以内（配偶者を含む）の親族関係ないこと。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 推薦理由書（様式第3の1） | 1部 |
| (2) 賛同理由書（様式第3の2） | 1部 |
| (3) 調書（様式第4） | 1部 |
| (4) 履歴書（様式第2） | 1部 |
| (5) 技能の優秀さ等を立証または証明できる資料 | 1部 1の(3)と同じ |

第4 被表彰者の審査

知事は、被表彰者の適格性についての審査を行うものとする。

第5 被表彰者の決定

- 1 表彰を受ける者は、知事が有識者等の意見を聴いて決定するものとする。
- 2 有識者等の意見を聞くため、知事は滋賀県技能者表彰に係る懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。
- 3 懇話会の運営については、別に定める。

第6 表彰の方法

表彰は、知事が表彰を受ける者に対して、表彰状を授与して行うものとする。

第7 表彰受賞者の役割

表彰を受けた者は、技能者の模範として、技能の伝承、後継者の育成に取り組むものとする。

付 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年6月13日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年6月4日から施行する。